

飯田市生活排水処理基本計画の改訂について

上下水道局下水道課

現行の飯田市生活排水処理基本計画（平成22年策定、計画期間10年間）が、令和2年度で期間終了することから、現計画を2年間延伸したうえで、令和4年度に新たな計画を策定する。

1 計画改訂の主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

そのため、飯田市では飯田市内の生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以下同じ）処理に関する基本方針となる「生活排水処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定していますが、現計画（平成22年12月策定、平成23年度から平成32年度までの計画期間）が令和2年度末で終了することから、長野県構想の見直しと関連させるため計画期間を2年間延伸し、令和4年度を終期とする計画の見直しをするものです。

本計画は長期的・総合的な視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥などの処理等発生から最終処分までの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

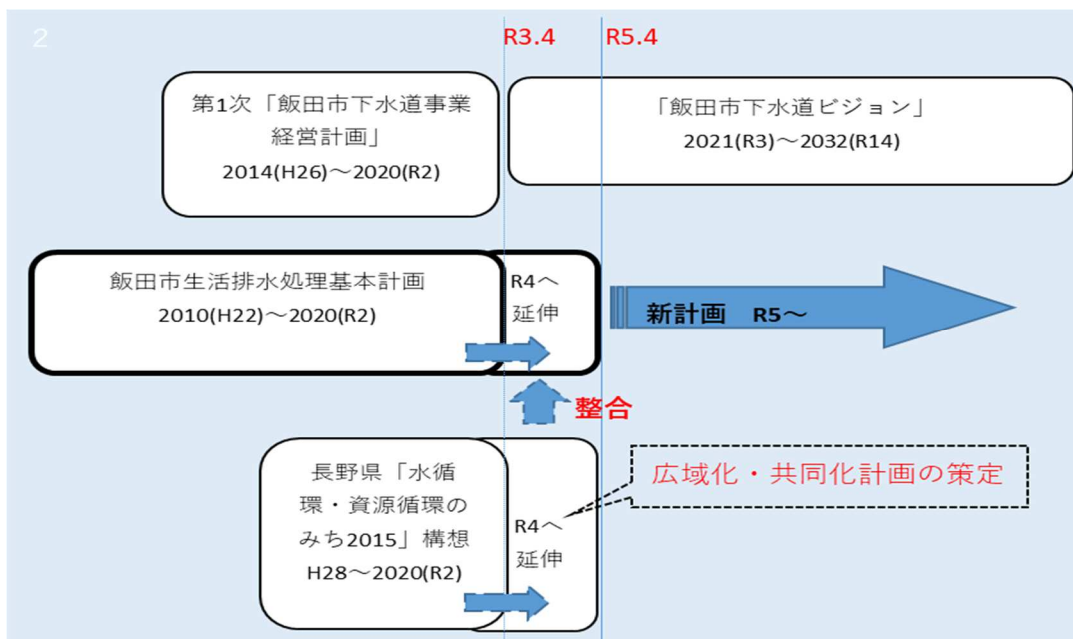
改訂にあたっては、長野県の上位計画である「水循環・資源循環のみち2015」構想は、次期構想見直し年であった2020年（令和2年度）から2年延伸したうえで、令和4年度に新たに「水循環・資源循環のみち2022」として策定されることとなることから、長野県構想とも十分な整合を図りながら策定します。

長野県は2年延伸する主な理由として、令和4年度策定予定である汚水処理の「広域化・共同化計画」を取りまとめ、市町村との全体の調整を図ったうえで構想を策定したいとのことである。

この「広域化・共同化計画」は人口減少や下水道施設の老朽化を踏まえ、集合処理の今後の方向性をまとめる予定であり、施設の統廃合や集合処理区域の見直しなどが想定されている。

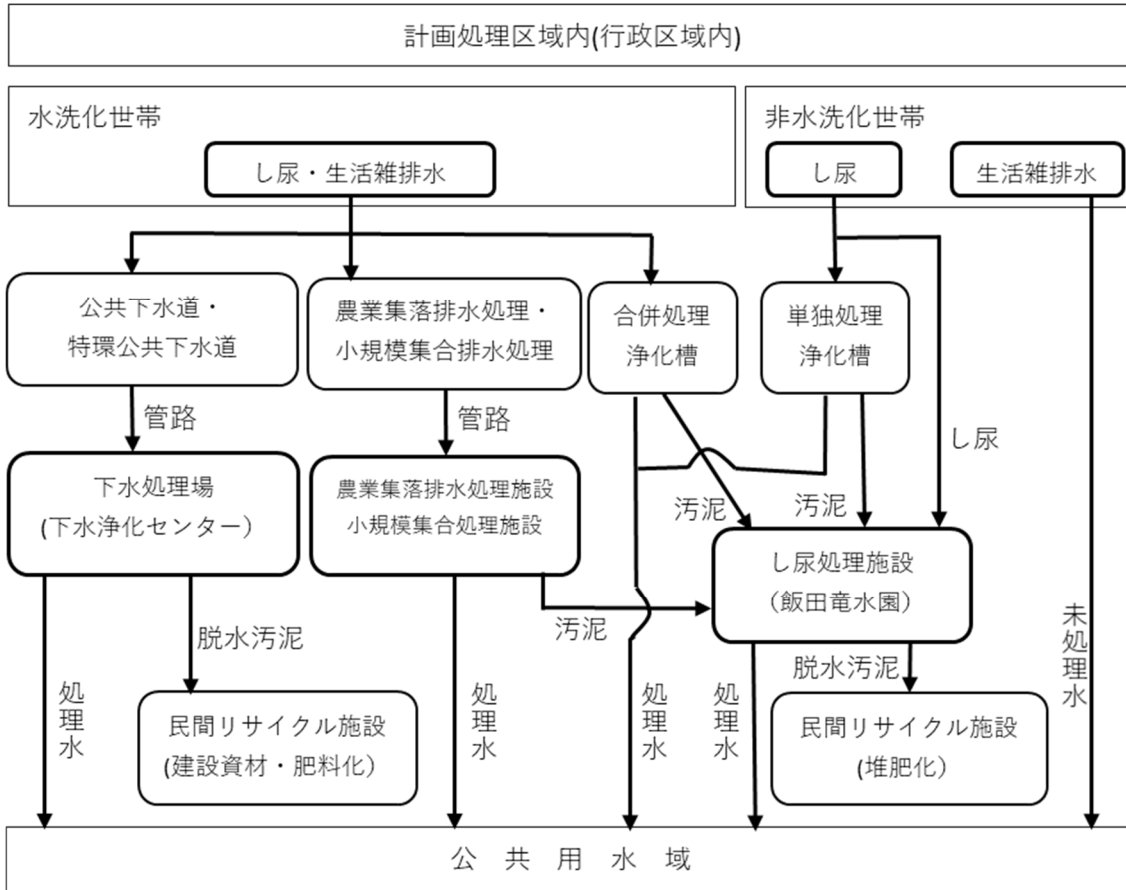
○計画期間

- ・改訂前：平成22年度から令和2年度までの10年間
- ・改訂後：平成22年度から令和4年度までの12年間



2 改訂の内容

(1) し尿・汚泥の処理体系



(2) 基本方針

ア 公共下水道区域内においては、供用された下水道整備個所の世帯に早期接続を促します。

イ 公共下水道区域外のうち、農業集落排水施設については、引き続き排水処理を継続し、その他の区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進します。

そのため、引き続き市民への周知啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽を設置しようとする世帯への設置費助成を行う等、普及促進を図ります。特に単独処理浄化槽や汲み取り世帯など未水洗世帯への合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

ウ し尿や浄化槽汚泥等の処理については、引き続き飯田竜水園への安定的な搬入受け入れを継続します。関係する市町村との課題や問題点を共有し、連携しながら搬入量を適切に把握し、管理運営の効率化を図ります。

これらの施設は処理水の徹底した水質管理を行いながら、環境基準を順守し、かつ、安全で安定した運転稼働に努めていきます。

し尿処理施設から搬出される脱水汚泥等は、民間リサイクル施設等に運ばれ堆肥等に再利用されていることから、当面は現状のとおり維持していくこととします。

(3) 処理目標

	実績 平成25年度	現在 令和元年度	目標 令和4年度
生活排水処理(水洗化)率*	87.0%	89.8%	90.5%

*生活排水処理(水洗化)率とは、下水道接続済・合併処理浄化槽等の排水処理をしている人口の割合を示す
(水洗化人口/行政区域内人口×100)